



(名称)	2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
<b>第六条</b> 機構は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いなければならぬ。い。	2 機構でない者は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いてはならない。
(登記)	第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。前項の規定により登記しなければならない。登記の後でなければならない事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者者に対抗することができない。
<b>第八条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)	第八条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十一条)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
<b>第二節 設立</b>	<b>第九条</b> 機構を設立するには、農業又は水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。(発起人)
<b>第十条</b> 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。	第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。
<b>二 目的</b>	2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。
<b>二 名称</b>	二 名称
<b>三 事務所の所在地</b>	三 事務所の所在地
<b>四 資本金及び出資に関する事項</b>	四 資本金及び出資に関する事項
<b>五 運営委員会に関する事項</b>	五 運営委員会に関する事項
<b>六 役員に関する事項</b>	六 役員に関する事項
(設立の認可)	(設立の認可)
<b>第十一條</b> 発起人は、前条第一項の募集が終つたときは、すみやかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。(事務の引継ぎ)	第十一條 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
(委員の解任)	(委員の解任)
<b>第十九条</b> 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣の任命	第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しない場合は、会議を開き、議決をすることができない。
(役員の任期)	(議決の方法)
<b>第二十二条</b> 委員は、その職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。	第二十二条 委員は、委員長は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。
(委員の公務員たる性質)	(委員の公務員たる性質)
<b>第二十三条</b> 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第二十三条 委員は、委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。
(役員の職務及び権限)	(役員)
<b>第二十四条</b> 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。	第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理
<b>第二十五条</b> 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
(委員の任期)	(委員の任期)
<b>第十七条</b> 委員は、農業又は水産業及び金融に関する事務を代理する者を定めておかなければならぬ。	第十七条 委員は、農業又は水産業及び金融に関する事務を代理する者を定めておかなければならぬ。
(職員の任命)	(職員の任命)
<b>第十八条</b> 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員の解任)	(委員の解任)
<b>第二十六条</b> 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。	第二十六条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。
(役員の任命)	(役員の任命)
<b>第三十条</b> 理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。	第三十条 理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。
(職員の任命)	(職員の任命)
<b>第三十二条</b> 機構の職員は、理事長が任命する。	第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。
(業務の範囲)	(業務の範囲)
<b>第三十三条</b> 第二十二条及び第一十三条の規定は、役員及び職員について準用する。	第三十三条 第二十二条及び第一十三条の規定は、役員及び職員について準用する。
(業務の範囲)	(業務の範囲)
<b>第三十四条</b> 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。	第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 次章第二節の規定による保険料の収納	一 次章第二節の規定による保険料の収納
二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払	二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
三 次章第四節の規定による資金援助	三 次章第四節の規定による資金援助
四 第四章の規定による資金の貸付け	四 第四章の規定による資金の貸付け
五 第五章の規定による賃金等債権の買取り	五 第五章の規定による賃金等債権の買取り
六 第六十九条の三の規定による資金の貸付けする出資その他同章の規定による業務	六 第六十九条の三の規定による資金の貸付けする出資その他同章の規定による業務

七 第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務	章の規定による業務
八 第七章の規定による優先出資の引受け等その他の同章の規定による業務	九 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
十 第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び第一百十二条の一の規定による資産の買取り	十一 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他のこれらの規定による業務
十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務	十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務
(業務の委託)	(業務の委託)

第三十五条 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百一十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することができる。	第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。	第三十八条 機構は、業務方法書には、保険料に関する事項を記載しなければならない。(報告又は資料の提出の請求等)
二 前項の規定により報告又は資料の提出を求めることでできる。	二 第百十一条第一項の規定による負担金の收納された農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又是資料の提出をしなければならない。
三 機構は、その業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。	四 第百十二条第一項の規定による負担金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第百十条の十二第二項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第百十条の十二第二項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第百七条第一項の規定による特定負担金(同条第二項に規定する特定負担金をいう。)。

第五十条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(予算等の認可)	第五十一条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(事業年度)
第五十二条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。	第五十三条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。
第五十三条 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。	第五十四条 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
第五十四条 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。(業務方法書)	第五十五条 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。(業務方法書)

第五十五条 機構は、主務大臣の認可を受けた後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。	第五十六条 機構は、主務大臣が監督する業務を行なうため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他金融機関(日本銀行を除く。)その他政令で定める者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。
第五十六条 機構は、主務大臣の認可を受けた後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。	第五十七条 機構は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に関する一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。
第五十七条 機構は、主務大臣の認可を受けた後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。	第五十八条 機構は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に関する一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。
第五十八条 機構は、主務大臣の認可を受けた後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。	第五十九条 機構は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に関する一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。
第五十九条 機構は、主務大臣の認可を受けた後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。	第六十条 機構は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に関する一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

前項の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）

二 農水産業協同組合の解散の決議に係る認可、破産手続開始の決定、解散の命令又は農業協同組合法第六十四条第五項から第七項（第一号を除く。）まで、水産業協同組合法第六十八条第五項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十一条第一項第六号若しくは同条第五項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第一百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生（以下「第二種保険事故」という。）

## 第二節 保険料の納付

（保険料の納付等）

**第五十条** 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める農水産業協同組合の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。 当該保険事故に係る農水産業協同組合

二 第六十六条第一項に規定する適格性の認定等が行われたとき。 当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合

三 第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき。 当該管理を命ずる处分に係る被管理農水産業協同組合

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

（一般貯金等に係る保険料の額）

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（一般貯金等に係る保険料の額）

**第五十一条** 貯金等（次条第一項に規定する決済用貯金をいいう。次項において同じ。）以外の貯金等に限るものとし、外貨貯金その他政令で定める貯金等を除く。以下「一般貯金等」という。）に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につけ、当該組合に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額による。

2 て、同条第二項中「係るもの」を除く。）とある

3 二 利息が付されていないものであること。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

2 二 その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

（一般貯金等に係る保険料の額）

**第五十二条** 貯金等（決済用貯金（次条第一項に規定する決済用貯金をいいう。次項において同じ。）による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（先取特権）

**第五十三条** 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（保険金等の支払）

**第五十四条** 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 二 支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本

水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日（日曜日を除く。）における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

のは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。

（督促及び滞納処分）

**第五十二条** 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促することができます。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（延滞金）

2 4 第一項又は前項の請求は、第五十九条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内になければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めた場合における当該他の保険事故（以下「関連保険事故」という。）を含まないものとする。

4 第一項又は前項の請求は、第五十九条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内になければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

5 第五十六条 一般貯金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象一般貯金等）といふ。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。）のうち元本の額（農林債にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合は、その合計額）に相当する金額とする。

に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般貯金等に係る債権のうちに担保の目的となつているものと担保権の目的となつてないものがあるときは、担保権の目的となつてないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつてないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるもの）いわう。次号において同じ。の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

六 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

七 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、その超える金額を機関に払い戻さなければならない。

## （決済用貯金に係る保険金の額）

第五十六条の二 決済用貯金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権（その者が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象決済用貯金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

二 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用貯金に係る保険事故に係る貯金者が当該保険事故について第五十五条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定にかかるわらず、当該規定」と読み替えるものとする。（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

## 第五十六条の三（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第一項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の額に相当する金額とする。

二 前条第三項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機関に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

三 前条第三項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機関に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

項の請求をした時において現に有するものに限りるものとし、同条第三項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないものとみなす。

二 当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額に相当する支払対象貯金等の支払額（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額のそれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に對して有する支払対象加入者等をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等のうち当該加入者等の個人別管理資産額をいう。）に積み立てられたものとみなす。

三 第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

四 第一項の場合における第二条第九項の規定の適用については、同項中「及び第五十六条の二第一項」とあるのは、「第五十六条の二第一項並びに第五十六条の三第一項及び第二項」とする。

## （保険事故の通知）

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に對して有する支払対象貯金等に係る債権について保険金計算規定により保険金の額とされる金額との額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に對して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額

四 前項第一号の規定により第五十六条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち當該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等に係る債権があるときは、当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権の元本を先とす

る。二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段若しくは第八項又は水産業協同組合法第六十八条第六項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。

三 その監督に係る農水産業協同組合連合会につき、農業協同組合法第六十四条第七項第二号又は水産業協同組合法第九十九条第五項第

二号（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する処分をしたとき。  
**四** 裁判所書記官から第百八十九条の二第一項の規定による通知を受けたとき。  
 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

**第五十七条の二** 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握しなければならない。

**五** 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他主務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

**三** 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気データ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

**四** 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース（貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

**第五十八条** 機構は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

**一** 第一種保険事故に関する通知があつたとき。  
**二** 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことと機構が知つたとき。その通知があつた日

**三** 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。  
**四** 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。  
**五** 前条第四項の規定は、第一項又は第二項に規定する事項を定めた場合及び第三項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

**六** 保険金の支払は、機構が保険事故に係る各貯金者等ごとに、当該保険事故に係る保険金に相当する金額を農水産業協同組合その他の金融機関に預貯金として預け入れ、当該預貯金に係る債権を当該貯金者等に対して譲渡する方法により行うことができる。

**（債権の取得等）**

**第六十条** 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して保険金計算規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めることにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権を取得する。

**二** 前号に掲げる場合には、速やかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間であるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対する支払対象貯金等のための措置（支払の公告等）

**三** 第二種保険事故（関連保険事故を除く。以下同じ。）に関する第五十七条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。  
**四** 前号に掲げる場合には、一月を超過しない期間を限り、同項の期限を延長することができる。  
**五** 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十五条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。  
**六** 保険事故に関する通知があつたとき。その通知があつた日

**一** 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。  
**二** 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。  
**三** 前号に掲げる場合には、一月を超過しない期間を限り、同項の期限を延長することができる。

**四** 前号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十五条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

**五** 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。  
**六** 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

**（課税関係）**

**第六十一条の二** 貯金者等が有する支払対象貯金等（第二条第一項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債に係るもの）を除く。に係る債権（以下この項において「支払対象貯金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける当該農水産業協同組合について破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百九十七条第一項（同法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告、第一百十八条の二第二項の規定による通知その他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。  
**二** 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付てん金（所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付てん金をいう。）

**三** 第二条第二項第三号に掲げる金銭 当該定期積金に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配（割引の方法により発行されるものを除く。）

**四** 第二条第一項第四号に掲げる金銭 農林債の利子

**二** 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**（貯金等に係る保険金の支払等のための措置）**

**第六十二条** 農水産業協同組合は、保険事故が発生した場合における支払対象貯金等に係る保険金の支払は、その払戻しその他の保険事故に對処するために必要な措置の円滑な実施の確保

を図るため、電子情報処理組織の整備その他の主務省令で定める措置を講じなければならない。主務大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、農水産業協同組合に対し、その必要的限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ぜることができる。

#### 第四節 資金援助

##### (資金援助の申込み)

**第六十一条** 合併等を行う農水産業協同組合で経営困難農水産業協同組合でないもの（以下「救済農水産業協同組合」という。）は、機構が合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先出資の引受け等

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続する合併
- 二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合との合併により農水産業協同組合が設立されるもの
- 三 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に譲渡するもの（信用事業の一部を譲渡するものにあっては、経営困難農水産業協同組合の譲渡するもの又は付保貯金移転による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行なう農水産業協同組合のうち経営困難農水産業協同組合が存続する合併による申込みは、前項第一号に掲げる合併等をいう。）

#### 四 付保貯金移転

3 第一項の規定による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行なう農水産業協同組合のうちに二以上の大手に係る経営困難農水産業協同組合がある場合には、当該二以上の救済農水産業協同組合の連名で行わなければならぬ。

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じて当該

各号に定める資産について行うものとする。ただし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれている場合には、当該合併等に係る同項の規定による申込みは、当該合併等に係る救済農水産業協同組合が当該経営困難農水産業協同組合と連名で行なうものとする。

#### 第一項第一号に掲げる合併

一 第二項第一号に掲げる合併により存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であったものに限る。）

#### 二 第二項第二号に掲げる合併

当該合併により設立される農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

#### 三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等

号の他の農水産業協同組合の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの

#### 四 第二項第七号に掲げる損害担保

当該合併によつたものに限る。）

#### 五 第二項第八号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 六 第二項第九号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 七 第二項第十号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 八 第二項第十一号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 九 第二項第十二号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 十 第二項第十三号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 十一 第二項第十四号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 十二 第二項第十五号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 十三 第二項第十六号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

#### 十四 第二項第十七号に掲げる合併等

当該合併によつたものに限る。）

置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために、主務省令で定める要件に適合するもの）

行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合の連名で行うものとする。

第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）をを行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第二項第一号に掲げる合併

第一項第一号に掲げる合併等に係る相互援助取決

めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをい

う。

第一項第一号に掲げる合併等の区分に応じて当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

2 第二項第二号に掲げる合併

第一項第一号に掲げる合併等に係る相互援助取決

めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをい

う。

第一項第一号に掲げる合併等の区分に応じて当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために、主務省令で定める要件に適合するもの）

行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合の連名で行うものとする。

第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる合併等に係る相互援助取決

めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをい

う。

第一項第一号に掲げる合併等の区分に応じて当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

2 第二項第二号に掲げる合併

第一項第一号に掲げる合併等に係る相互援助取決

めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをい

う。

第一項第一号に掲げる合併等の区分に応じて当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

2 第二項第二号に掲げる合併

第一項第一号に掲げる合併等に係る相互援助取決

めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをい

う。

第一項第一号に掲げる合併等の区分に応じて当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

- 水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。
- 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。
- 一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- 二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。
- 三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。
- 五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。
- 六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行ったときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。
- 七、都道府県知事は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いづれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。
- 八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

4  
一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。

二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。

三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。

五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

七、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、前項の準備行為の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである

（合併等のあつせん）

- 第六十四条** 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併等（当該合併等が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。
- 2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一条第一項又は第六十一条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について資金の貸付けその他の援助を行なうものは、前条第一項の規定にかかるわらず、合連合会であるものに限る。について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときによると見込まれる費用とみなす。
- 4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に對し合併等について再編強化法第三十三条に規定する業務を行なう場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 5 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
- 6 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、第一項のあつせんを行つたときは、その必要の限度において、経営困難農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合となる蓋然性が高いと認めたる農水産業協同組合につきその業務又は財産の状況に關する資料を他の農水産業協同組合に對して交付し、その他当該あつせんに必要な準備行為を行うことができる。

（資金援助）

**第六十五条** 機構は、第六十一條第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである

- 2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が当該申込みに係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行なう旨の決議をすることができる。
- 3 機構は、第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行なう旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならぬ。
- 4 機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に對し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況について報告を求め、これを公表することができる。（合併等又は信用事業再建措置の契約の報告等）
- 5 機構は、第一項の規定による資金援助を行なう旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合又は指定支援法人と当該農水産業協同組合若しくは当該指定支援法人又は合併により設立される農水産業協同組合に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。
- 6 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助（以下この項において「特定援助」という。）の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書（機構と第六十五条第六項の契約を締結した救済農水産業協同組合にあつては当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面、機構と同項の契約を締結した農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（優先出資の引受け等に係る資金援助）

**第六十五条の二** 第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、か





四 第二条第二項第四号に掲げる金銭（農林債（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子）

貯金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る貯金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該貯金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合、当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該概算払の金額を控除了した金額に相当する金額 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除了した金額に相当する金額 当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合の区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定特別その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 協定債権回収会社

**第七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務（第七十七条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うことをいふ。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」）**

（協定債権回収会社に係る業務）

（協定債権回収会社と回収業務）

（協定債権回収会社と回収業務）

という。）を締結し、及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した債権回収会社（以下「協定債権回収会社」という。）に対し、協定の定めによる損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権の出資を行うこと。

二 協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による債務の保証を行うこと。

三 次条第一項第二号の規定に基づき協定債権回収会社から納付される金銭の収納を行うこと。

四 協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。（協定）

六 協定債権回収会社は、債権管理回収業に関する特別措置法第二十一条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは併せて、これを機構に提出すること。

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

八 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

九 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行ひ得るものであると認めるとときでなければ、当該認可をしてはならない。

十 前各号の規定により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

十一 協定債権回収会社は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

十二 協定債権回収会社に対し、機構に代わつて買い取りを行ふことを委託することができる。（資産の買取りの委託等）

十三 機構は、第七十四条第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。（出資）

十四 機構は、協定債権回収会社に対し、機構に代わつて資産の買取りを行ふ旨の決定を取りを行うことを委託することができる。（資産の買取り）

十五 第一百十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

十六 第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

十七 第一百十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

十八 第一百十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

十九 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りに関する契約又は第七十九条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

二十 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りの委託に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。（資金の融通のあつせん）

二十一 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

二十二 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、協定債権回収会

二十三 機構は、協定債権回収会社との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。（報告の徴求）

二十四 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。







(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)  
第二百三条 機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

**第四百四条** 主務大臣は、第九十七条第一項又は第九十九条第八項（第二百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

3 第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合における第三章第四節（第六十三条第六項及び第六十五条第五項を除く。）の規定の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（主務大臣の監督に係るものと除外する。）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。

4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行ふ旨の決議をすることができる。（危機対応勘定）

**第一百五条** 機構は、前条第四項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の二第二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組

合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入は、危機対応業務とみなす。（負担金又は特定負担金に係る決定）

**第一百六条** 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の收支につき、次に掲げる事項を

3 第一百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

3 第一百六条第四項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

1 第一項の報告に係る事業年度における同項事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

2 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）につきその取得得特定優先出資（第二百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権により生じた損失の金額

三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権に由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 その他政令で定める事項

2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」といいう。）の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を除き、以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を乗じて計算した金額とする。

3 第五十一条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、負担金について準用する。（負担率等の変更）

2 第百八条 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由において「負担金」という。又は第二百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合をいいう。）の属する事業年度以後の各事業年度における負担率及び納付期間を定めなければならぬ。ただし、当該報告時の属する事業年度以前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間が定められていないときは、当該負担率及び納付期間を定めることとする。

3 第百八条第一項各号に掲げる事項に係るものと同一の事項に係る負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合は、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度

3 第一百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

1 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

2 第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

3 第一百十条の二 主務大臣は、農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第二百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け等又は第二百十条の十四第五項において準用する第一百条第一項の規定による優先出資の引受け等

3 第一百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

1 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

2 第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

3 第一百十条の二 主務大臣は、農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第二百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け等又は第二百十条の十四第五項において準用する第一百条第一項の規定による優先出資の引受け等

(以下「特定措置」という。)が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章及び次章において「特定認定」という。)を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるとときは、農林中央金庫が第百十条の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

(機構による特別監視)

**第一百十条の三** 主務大臣は、特定認定を行つたときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視(第百十条の六及び第百十条の七第三項において「特別監視」という。)をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定(以下「特別監視指定」という。)があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告(以下この項において「助言等」という。)その他の必要な助言等をすることができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関する必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務及び財産の状況等に關し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその主務大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

(特別監視代行者)

**第一百十条の四** 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、主務大臣の承認を得なければならない。

3 特別監視代行者(第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。第一百十条の十一及び第二十三条の二において同じ。)は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。

(特別監視指定の取消し)

**第一百十条の五** 主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならぬ。

2 第百十条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

**第一百十条の六** 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、主務大臣の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。(役員等の解任及び選任の特例)

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

**第一百十条の七** 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)に引き続き職務

2 前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。この場合には、同法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された農林中央金庫の役員等（理事を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了後最初に招集される通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会）の終結の時に、理事は当該通常総会が終結した後最初に招集され經營管理委員会の終結の時に退任する。

4 第一項又は第二項に規定する許可（以下この項及び次項において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について総会若しくは総代会又は經營管理委員会の決議があつたものとみなす。

5 第九十四条第六項から第九項まで、第十項前段及び第十一項並びに第九十五条の規定は、代替許可について準用する。この場合において、第九十四条第六項中「当該被管理農水産業協同組合」とあり、並びに同条第七項及び第九項中「被管理農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、第九十五条中「前条第一項第一号、第二項又は第三項」とあるのは「第一百条の七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（回収等停止要請）

(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等)  
**第一百十条の九** 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始・再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされた前に、裁判所に對し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられてゐる旨の陳述その他の農林中央金庫に関する事項の陳述をし、当該決定の時期その他について意見を述べることができる。  
(資産の国内保有)  
**第一百十条の十** 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。  
(管理人等に関する規定の準用)  
**第一百十条の十一** 第九十五条の規定は特別監視代理人について、第九十三条の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫(その財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。)について、それぞれ準用する。  
(金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等)  
**第一百十条の十二** 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等(我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な資金の貸付け又は該該債務の保証を行ふ旨の決定をすることができる。  
機構は、前項の規定による貸付けを行つたとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は該該債務の保証に基づく求償権に係る農林中央金庫の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに

係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般的の先取特権に次ぐものとする。

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

**第一百十条の十三** 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことがで

き。主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すこと

が、主務大臣は、農林中央金庫が第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかつた場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、特定認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫が提出した計画を適当と認めないとときは、特定認定を取り消すことができる。

5 主務大臣は、前二項の規定により特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

6 第百十条の二第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による特定認定の取消しについて準用する。

7 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

3 第一項の規定による申込みを行つた農林中央金庫は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

4 2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一項の規定による申込みに係る取得特定優先出資（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分において同じ。又は取得特定貸付債権（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した貸付債権をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分

2 前項に規定する計画の確実な履行等を通じて、農林中央金庫の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策  
ロ 経営責任の明確化のための方策

3 第百十条第四項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第五項の規定は第二項の決定を行つたときについて、同条第六項の規定は第一項の規定による申込みに係る優先出資の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による特定認定の取消しについて、第一項の規定は機構が前項の決定に従い優先出資の引受け等を行う場合について、第二項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「特定負担金」という。）の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、百六十二条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 第百一条の規定は、特定負担金について準用する」とあるのは、「ことができる」と読み替えられるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (優先出資の引受け等に係る計画の公表等) 第百十条の十五 主務大臣は、前条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 第百十条の十七 農林中央金庫等は、第百六条第四項（第百八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 第百十条の十八 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の处分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

2 (特定負担金の納付等) 第百十条の十九 農林中央金庫等は、第百六条第四項（第百八条第三項において準用する場合を除く。）の規定は、同条第一項各号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始又は再生手続開始の申立てがあつた後も、からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定による」の実施に要した費用に充てるため、機構に對し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 第百十条の二十 農林中央金庫等が、第百六条第二項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「特定負担金」という。）の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、百六十二条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第百十条の二十一 第五十一条第二項及び第五十二条第一項から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する」とあるのは、「ことができる」と読み替えるものとする。

4 (優先出資の引受け等に係る計画の公表等) 第百十条の二十二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 第百十条の二十三 機構は、前項の規定による決定をしたときは、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 第百十条の二十四 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 第百十条の二十五 機構は、前項の規定による決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

2 第百十一条 第六十一条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額を対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条第三項の規定による」の実施に要した費用に充てるため、同項中「当該決済債務に係る第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該決済債務に係る第五十六条第三項の規定」と読み替えるものとする。

2 第百十二条 第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額を対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該決済債務に係る第五十六条第三項の規定」と読み替えるものとする。

2 第百十三条 第百二十二条第一項及び第三項に規定する農林中央金庫等（第百六十二条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。）と、第五十二条第一項から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する。この場合において、同項中「農水産業協同組合」とあるのは、「農林中央金庫等（第百六十二条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

2 第百十四条 第百二十二条第一項及び第三項に規定する農林中央金庫等の招集手続の特例（農水産業協同組合の総会等の招集手続の特例）

2 第百十五条 第百二十二条第一項及び第三項に規定する農林中央金庫等の招集手續の特例（農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について決議をするための当該農水産業協同組合の総会は、総組合

員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第十条並びに農林中央金庫法第四十六条の三の規定にかかるわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について決議をするための総代会について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは、「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「農業協同組合法第四十八条第七項において準用する場合を含む。」における同法第四十三条の六、水産業協同組合法第五十二条第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十七条の五」と読み替えるものとする。

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例）

第百四十四条 第六十二条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定信用事業譲渡等（同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は、当該特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債務者及び救済農水産業協同組合が譲り受けける契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。

2 第二項の規定は、前項の規定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいふ。）がされた場合に適用しない。

3 農業協同組合法第五十条の二（第四項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二（第六項（同法第九十条）において「移転債権者

二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条、再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十条の二（第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等については、適用しない。）

4 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該特定信用事業譲渡等の内容の要旨並びにこれに對し異議のある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、次に掲げる者であつて知り得るものには、各別にこれを催告しなければならない。

（一）貯金者等その他政令で定める債権者以外の債権者及び契約上の地位に係る契約の相手方（二）譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者

5 前項の期間は、一月を下つてはならない。

（一）前項の規定にかかるわらず、経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合が同一の規定による公報を、官報のほか、定款に定めた各号のいずれかに掲げる公報の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告することを要しない。

（二）前項の規定による公報を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

等」という。）が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者等に係る当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡（以下この項において「債務の引受け等」という。）は、当該債務の引受け等の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

経営困難農水産業協同組合の債権者（特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の経営困難農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債務につき当該特定信用事業譲渡等により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該債権者は、救済農水産業協同組合に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

6 救済農水産業協同組合の債権者（特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定信用事業譲渡等が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例）

7 第百五十五条 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行ったときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条（報告又は資料の提出）

第一項の規定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債権者及び救済農水産業協同組合が譲り受けた契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。

2 民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に適用しない。

3 農業協同組合法第五十条の二（第四項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二（第六項（同法第九十条）において「移転債権者

者（以下この条において「移転委託者」といふ。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該変更に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、貸付信託その他の定期的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第五項において「定期的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知り得ている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

8 第二項の期間は、一月を下つてはならない。

（一）前項の規定にかかるわらず、新受託者が同項の規定による公報を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公報の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

（二）前項の規定による公報を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

9 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等（定期的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）に係る移転受益者は、新受託者に對し、第一項の規定による変更が行われなければ有してある公正な價格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

10 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買取らなければならない。この場合には、貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第十一条の規定は、適用しない。

11 第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第二百三十三条第六項及び第七項、第二百四条第一項から第十一項まで、第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は第五項の規定によると自分の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告又は資料の提出）

12 新受託者は、前項の規定による変更が行われたときは、直ちに、当該変更に係る信託の委託主（業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。）

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認め



断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章

**第二百二十三条** 管理人又は代理人代理が法人であるときは、  
管理人又は代理人代理が法人であるときは、その職務に  
関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百  
万円以下の罰金に処する。

2 管理人又は代理人代理が法人であるときは、  
管理人又は代理人代理の職務に従事するその役  
員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又  
はこれを要求し、若しくは約束したときは、三  
年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す  
る。管理人又は代理人代理が法人である場合に  
おいて、その役員又は職員が管理人又は代理人  
代理の職務に関し管理人又は代理人代理に賄賂  
を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは  
約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる管理人若しくは管理人代理  
の收受した賄賂は、没收する。その全部又は一  
部を没收することができないときは、その価額  
を追徴する。

**第一百二十三条の二** 特別監視代行者がその職務に  
関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは  
約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万  
円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監  
視代行者の職務に従事するその役員又は職員が  
その職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求  
し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁  
刑又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代  
行者が法人である場合において、その役員又は  
職員が特別監視代行者の職務に関し特別監視代  
行者に賄賂を收受させ、又はその供与を要求  
し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者の收受した  
賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收する  
ことができないときは、その価額を追徴す  
る。

**第一百二十四条の二** 第一百二十三条第一項若しくは第二  
項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賄  
賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をし  
た者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰  
金に処する。

- 一 第百十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第百十条の十の規定による命令に違反したとき。

**第二百二十五条** 第百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

**第二百二十六条** 第二十二条（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第九十条（第一百十一条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百二十七条** 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。）第一百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員）若しくは参考その他他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百二十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の二第四項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第一項、第二百二十二条第二項又は第二百十条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十八条又は第二百十条の三第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

**第二百二十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の報告をしたとき。

役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。  
一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定

二 第五十八条第四項（第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条第五項（第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項（第一百十二条及び第七十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項（第一百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項、第一百六条第一項、第一百十条の十六第二項又は第一百十二条の二第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十五条第四項（第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項（第一百十二条及び第七十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の認可を受けないで第六十五条第一項、第六十九条第一項又は第六十九条の三第一項（第一百十二条及び第一百十二条において準用する場合を含む。）の規定による決定をした機構の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは

二 第五十七条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

三百三十三条 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百二十四条の二又は第二百二十五条  
一 壹円以下の罰金刑

二 第百二十七条（会計監査人設置組合又は農林中央金庫の法人である会計監査人に係る部分に限る。）、第一百二十八条又は前条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

**第一百三十二条の二** 第百二十三条又は第二百二十三条の二の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百二十四条（第二百二十三条第一項又は第二項に係る部分に限る。）の罪は、刑法第二条の例に従う。

**第一百三十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をする 것을怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第六十条の三第三項又は第二百十八条の四の規定による命令に違反したとき。

三 第八十三条第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

四 第八十五条第二項の規定により選任された管理人に事務の引渡しをしないとき。

五 第百一条の二第二項（第二百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して登記することを怠つたとき。

六 第百十四条第九項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

七 管理人が、第八十四条第一項の規定により管理を命ずる处分が取り消されたにもかかわらず、被管理農水産業協同組合の理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

八 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 農林中央金庫法 農林中央金庫法第百条第一項各号又は再編強化法第四十七条各号

二 農業協同組合 農業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、再編強化法第四十七条各号

三 農水産業協同組合である農業協同組合又は農業協同連合会の管理人は 農業協同組合法第百一条第一項各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

四 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産業協同組合連合会の管理人は、農業協同組合法第百一条第一項各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

五 農水産業協同組合のうち、機構の成立の際現に保険事故が発生して、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他の貯金等につき、第五十六条第二項各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

六 農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(施行期日)**

**第二条** 機構の成立の際現に保険事故が発生して、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他の貯金等につき、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**第三条** 機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第六条の二** 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故(附則第七条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八条第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第五十六条第一項から第三項までの規定にかかるらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対し有する貯金等(外貨貯金その他)の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第五十五条の三第二項(第一百十一条及び第一百十二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)

**第四条** (第六十九条第四項及び第六十九条第四項(第六十九条第四項及び第六十九条の三第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。))

**第五条** 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

**第六条** 第四十三条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

**第七条** 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第八条** 第五十七条第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

**第九条** 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

**第十条** 第六条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第百三十四条** 第六条第二項の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第二条** 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第六条の二** 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故(附則第七条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八条第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第五十六条第一項から第三項までの規定にかかるらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対し有する貯金等(外貨貯金その他)の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第五十五条の三第二項(第一百十一条及び第一百十二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)

**第四条** (第六十九条第四項及び第六十九条の三第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。))

**第五条** 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

**第六条** 第四十三条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

**第七条** 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第八条** 第五十七条第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

**第九条** 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

**第十条** 第六条第二項の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第二条** 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第六条の二** 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故(附則第七条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八条第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第五十六条第一項から第三項までの規定にかかるらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対し有する貯金等(外貨貯金その他)の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第五十五条の三第二項(第一百十一条及び第一百十二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)

**第四条** (第六十九条第四項及び第六十九条の三第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。))

**第五条** 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

**第六条** 第四十三条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

**第七条** 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第八条** 第五十七条第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

**第九条** 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

**第十条** 第六条第二項の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第二条** 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第六条の二** 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故(附則第七条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八条第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第五十六条第一項から第三項までの規定にかかるらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対し有する貯金等(外貨貯金その他)の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第五十五条の三第二項(第一百十一条及び第一百十二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)

**第四条** (第六十九条第四項及び第六十九条の三第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。))

**第五条** 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

**第六条** 第四十三条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

**第七条** 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第八条** 第五十七条第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

**第九条** 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

**第十条** 第六条第二項の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第二条** 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日からこの法律の規定を適用する。

**第六条の二** 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかる。

**第六条の三** 平成十三年六月三十日までに納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかる。

**第六条の四** 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第六条の十までの規定による資金援助を行うことができる。

**第六条の五** 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十

二年法律第九十四号) 第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法附則第六条の第三項のあつせん(以下「特定合併のあつせん」といふ)を受けた経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併により農水産業協同組合が設立されるものをいう。(以下同じ。)を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込みができる。

前項の規定による申込みは、同項の特定合併を行ふ経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

第六十条第六項、第六十五条及び第六十五条の二の規定は、第一項の規定による申込みについて準用する。

(都道府県知事の承認)

第六条の六 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、特定合併のあつせんが行われた日から一年以内に、機構が当該援助について資金援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

第六十二条第三項及び第六十五条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

第六条の九 第六十七条の規定は、特定合併のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該適格性の認定等に係る合併等」とあるのは、「特定合併のあつせんに係る特定合併」と読み替えるものとする。

(法律の適用)

第六条の十 附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

第一項の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する第六十五条第一条の二第一号の規定の適用について」は、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第三項の規定の適用については、同条中「第一項」とする。

第二項の規定の適用については、同条中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第六条の七 附則第六条の五第一項又は第一条第一項の規定による申込みに係る特定合併については、同条中「業務」とあるのは、「業務及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第三項の規定の適用については、同条中「第一項」とあるのは、「全部又は一部の当事者」とあるのは、「全部又は一部の当事者」とあるのは、「当該特定合併による申込みが行われる組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならぬ。」

第二項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

第六条の八 特定合併のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特

定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特定合併の契約書(機構と附則第六条の五第三項において準用する第六十五条第六項の規定の契約を締結した経営困難農水産業協同組合にあつては、当該特定合併の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

第六十六条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

第六条の九 第六十七条の規定は、特定合併のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該合併又は附則第六条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項」と、同条第二項中「第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第百十二条第二項」とあるのは、「当該合併又は特定合併」とする。同条第一項第二号中「第百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項」と、同条第二項中「第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第百十二条第二項」とあるのは、「当該合併又は特定合併」とする。

第六条の十 附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

第一項の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する第六十五条第一条の二第一号の規定の適用について」は、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第三項の規定の適用については、同条中「第一項」とする。

第二項の規定の適用については、同条中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第六条の七 第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)と、「同条第一項」とあるのは、「第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)と、「同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び附則第六条の四に規定する資本援助」とする。

(資金援助の特例)

第七条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第六十一条第一項若しくは第六十二条第一項又は附則第六条の五第一項若しくは第六条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助を要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金支払(第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう。)を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用について同じ。)の委員会の議決を経る前に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第六条の八 第五十八条第一項第三号及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは、「全部又は一部の当事者」とあるのは、「当該特定合併による申込みが行われる組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならぬ。」

第六条の九 第五十八条第一項第三号及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは、「全部又は一部の当事者」とあるのは、「当該特定合併による申込みが行われる組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならぬ。」

第六条の十 附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

第一項の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。」の規定は、特別資金援助について第六十五条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

第二項の規定の適用については、同条中「第一項」とあるのは、「第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については、適用しない。

(貯金等債権の買取りの特例)

第八条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の買取りに係る概算払率が第七十二条第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に





る不正行為を助長する行為等の防止を図るために、麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に関する法律、特定目的会社による特定会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の相当の規定により内閣総理大臣その他の国機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券の規制等に関する法律、金融融物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために、麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会

との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に関する合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当の規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国機関の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

**第三条** この法律の施行前に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第五条** 第二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

**附 則** 平成一一年七月一六日法律第八号抄

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五条（節名並びに二款及び款名を加える改正規定）

二 第一百六十三条（罰則に関する経過措置）

三 第一百六十四条（この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする。

**第二百五十二条** 並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）

**（施行期日）**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた事務として処理するものとする。

**第二百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十六条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**第二百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

**第二百六十二条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（民法等の一部改正に伴う経過措置）

**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項

があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に

係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項

があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九四号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下「新法」という。）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合（新法第二条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者（同項第四号に掲げる者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新法の規定を適用する。

**第三条** 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

**第四条** 新法第五十六条及び新法附則第六条の二の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法（以下「旧法」という。）第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

**第五条** 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五条

第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

**第六条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十四条の三** 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する同法第四十九条第一項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定へ該号に定める日から施行する。

**一 附則第十六条及び第十九条の規定** 公布の日

**二 第十二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項及び第九項並びに第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項** を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十三条の二第五項」に改める部分に限る。（附則第十二条から第十五条までの規定及び附則第三十三条中協同組合金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第三十六条第二項の改正規定 平成十四年四月一日）

**五号**

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定へ該号に定める日から施行する。

**一 附則第十六条及び第十九条の規定** 公布の日

**二 第十二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項及び第九項並びに第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項** を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十三条の二第五項」に改める部分に限る。（附則第十二条から第十五条までの規定及び附則第三十三条中協同組合金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第三十六条第二項の改正規定 平成十四年四月一日）

**五号**

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定へ該号に定める日から施行する。

**一 附則第十六条及び第十九条の規定** 公布の日

**二 第十二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項及び第九項並びに第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項** を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十三条の二第五項」に改める部分に限る。（附則第十二条から第十五条までの規定及び附則第三十三条中協同組合金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第三十六条第二項の改正規定 平成十四年四月一日）

**五号**

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第八十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるとした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成一三年一月二八日法律第十八号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条 農水産業協同組合（この法律による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下「新貯金保険法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）が、新貯金保険法第五十条の規定により平成十五年六月三十日までに納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新貯金保険法第五十一条第一項及び第五十二条の二第二項の規定（以下「保険料計算規定」という。）にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

1 一般貯金等（新貯金保険法第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされるもの及び新貯金保険法附則第六条の三の二の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。）に係る保険料

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年一月二八日法律第十八号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条 農水産業協同組合（この法律による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下「新貯金保険法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）が、新貯金保険法第五十条の規定により平成十五年六月三十日までに納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新貯金保険法第五十一条第一項及び第五十二条の二第二項の規定（以下「保険料計算規定」という。）にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

1 一般貯金等（新貯金保険法第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされるもの及び新貯金保険法附則第六条の三の二の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。）に係る保険料

2 この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十一条第五項の規定は同法附則第一条ただし書に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年一二月一二日法律第十五〇号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十五年三月三十一日までの間の各日（日曜日その他の政令で定められた日を除く。以下同じ。）におけるその他の貯





(農水産業協同組合貯金保険法の一  
部改正に伴う経過措置)

**第四十三条** 存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(自主的な取組の促進及び検討)

**第五十一条** 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいいう。次項において同じ。)についての農業の担当手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、准組合員(新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。)の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過するまでの間、正組合員(新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。)及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

(罰則に関する経過措置)  
**第一百四十四条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五  
号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一四日法律第  
九五号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

附 則 (令和元年六月七日法律第二八  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

附 則 (令和元年六月七日法律第二八  
号) 抄

(施行期日)  
**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (令和三年六月四日法律第五五  
号) 抄

(施行期日)  
**第三十一条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月四日法律第五五  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三〇  
号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定、第九十九条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第一百五十五条第一項の規定は、公益信託(移行認可を受けた旧公益信託を含む。)に係る受託者の変更について適用し、旧公益信託(移行認可を受けたものを除く。)に係る受託者の変更については、なお従前の例による。)